

青森県学校給食検査設備整備事業実施要項

1 趣 旨

東日本大震災における原子力災害により、食材への放射性物質の影響が懸念されており、学校給食用食材についても、安全性に対する不安の解消が求められているところである。

市場に流通している食材は、出荷前の検査により安全性は確保されているところであるが、県内各地区に放射線検査機器を設置し、市町村や県立学校等が給食用食材の放射性物質の検査ができる体制を整備し、学校給食用食材のより一層の安全・安心の確保を図るものである。

2 事業開始時期

平成24年8月以降

3 放射線検査機器の設置、貸与

県教育委員会は、県内の地域バランスを考慮し、県内各地区に放射線検査機器を設置する。貸与先及び設置場所は、別表のとおりとする。

4 事業内容

(1) 学校給食用食材の検査

市町村教育委員会及び県立学校は、各自、検査する食材（以下「検体」という。）を放射線検査機器設置場所へ持ち込み、自ら検査する。

検査を実施した市町村等は、その結果を直ちに県教育庁スポーツ健康課長あて報告する。

(2) 検査結果の公表

検査結果は、県教育委員会が、県のホームページ上において、検体ごとに「測定日」「市町村名（調理場名）等」「品目名」「生産地」「測定結果」「測定下限値」等を公表する。

5 検査に係る費用

検査に必要な消耗品、検体費用、持ち込みに係る費用等は、検査実施者の負担とする。

また、放射線検査機器の貸与を受けた市町村等は、他市町村等が持ち込み検査する際、光熱水費等の費用負担を求めないこととする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

7 施行日

この要項は、平成24年6月11日から施行する。

別表

| 貸与先 | 設置場所 |
|------------------|--|
| 青森市教育委員会 | 青森市中学校給食センター 青森市三内字丸山 3 9 3 - 2 6 1 |
| 弘前市教育委員会 | 弘前市西部学校給食センター 弘前市茜町三丁目 3 - 9 |
| 八戸市教育委員会 | 八戸市役所 本館 5階会議室 八戸市内丸一丁目 1 - 1 |
| 十和田地域広域事務組合教育委員会 | 十和田・六戸学校給食センター 十和田市東二十一番町 3 3 - 1 1 |
| 鶴田町教育委員会 | 鶴田町公民館 鶴田町鶴田字沖津 1 8 9 - 1 |
| 東通村教育委員会 | 東通村学校給食センター 東通村砂子又字沢内 9 - 4 |
| 公益財団法人青森県学校給食会 | 公益財団法人 青森県学校給食会 青森市横内字神田 7 - 2 |